令和８年（フ）第２２９０号
横浜市中区松影町２丁目５番地１　扇荘新館Ａ棟812号室
債務者　松崎　俊治
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４３２号
横浜市鶴見区上の宮１丁目11番７号　ハイツ西川102
債務者　鈴木　皓貴
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４３８号
横浜市鶴見区鶴見中央４丁目９番23―208号
債務者　芳賀　睫新こと　張　睫新（ＺＨＡＮＧ　ＪＩＥＸＩＮ）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６０６号
兵庫県尼崎市武庫之荘２丁目４番８号　ハイツダイチョー303号
債務者　溝部　　薫
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第８３４号
広島県山県郡安芸太田町大字加計204番地
債務者　金子つばさ
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０１６号
広島市中区舟入中町４番26―204号
債務者　谷口　雅治
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０２２号
広島県東広島市安芸津町大田463番地１　若宮ハイツＥ－１号
債務者　岡田　好子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４９２号
大分市大字下郡1721番地の27市営１Ａ３－100
債務者　鳴　　和宏
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５０７号
大分市末広町２丁目６番16号　朝日プラザ末広Ⅱ402
債務者　飛永小百合
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２９０号
沖縄県中頭郡中城村字南上原952番地１　55街区６－１画地
債務者　照屋　律子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第５３号
栃木県那須塩原市西遅沢40番地３
債務者　田代　節子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（フ）第１８６０号
東京都八王子市明神町２丁目３番12号第３角田ビル401号
債務者　木村　京子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２７７号
石川県河北郡内灘町白帆台１丁目88番地１　内灘温泉病院内、従前の住所石川県河北郡津幡町字清水へ510番地２　ビレッジハウス津幡１号棟105号（住民票上の住所）石川県かほく市白尾ヌ12番地７
債務者　小池田　勝
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８０号
石川県小松市湯上町ロ30番地１　シェモア粟津103号室、従前の住所富山県南砺市理休277番地
債務者　中山美早子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第５０１号
兵庫県西宮市今津出在家町６番－１ジオ西宮今津120号室、住民票上の住所神戸市中央区二宮町２丁目６番21―802号
債務者　井上預奈子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５７７号
兵庫県西宮市山口町上山口1427番地１　サニーハイツジュンＢ－201号、前住所神戸市北区長尾町上津3426番地の５
債務者　桑原　里佳（旧姓安井）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係